

明治期行政文書における船橋関係書類

—利根川通妻沼村地先船橋架設—

青木久夫

(一) 願書

御管下幡羅郡妻沼村利根川津頭ハ渡船ヲ以テ人馬通行致シ來リ候處熟々考フルニ國產ヲ興シ貿易ノ業ヲ盛ニシ國家ノ公益ヲ図ラントスルニハ道路通行ノ便ヲ開クヨリ急ナルハナシ而シテ我妻沼村利根川津頭ノ如キハ県道ニ屬シ人馬輻輳ノ地ニシテ渡船ノ不便枚挙ニ遑アラス殊ニ中仙道鉄道開業以來通行ノ増加スル曩日ニ倍スニ依テ村民一同協議ノ上從来ノ渡船ヲ廢シ更ニ長百廿間巾式間之船橋ヲ架設シ以テ通行ノ便ヲ開カント欲ス則チ架橋仕様書経費償却予算書及ヒ絵図面相添願奉候尤モ架橋成功ノ上ハ向八ヶ年別紙賃錢表ノ如ク渡橋料受取度候間何卒御詮議ノ上願意御採納被成下度總代人連署ヲ以テ此段奉願候以上在に至つてゐる。

埼玉県内での架橋の変遷をみると、船橋架設が数ヶ所でみられる。ここに視点をあて、利根川通妻沼村地先船橋架設を例にあげて史料の紹介とする。

明治十六年七月二十八日、日本鉄道上野・熊谷間に開通し、河川舟運が衰退していく一方で、国策の殖産興業の波にもって、道路

明治期行政文書における船橋関係書類(青木)

輸送が活況を呈していった。妻沼村から群馬県古戸村へ通じる新田往還(国道四〇七号)の交通量も増加する一方なので、渡舟での往来ではことなく状態となつた。そこで、妻沼村民協議の上、明治十七年二月二十八日、次のような願書を埼玉県令吉田清英あてに提出した。

はじめに

右村

総代人

逸見勝衛

逸見精一郎

逸見勝衛代印

茂木昌一郎

萩原奎平

印

堀越新左衛門

戸長

長谷川徳次郎

新島中五郎

森谷新八

同郡小島村

田島善作

戸長

鈴木三弥

田中善次

白石五平

群馬県邑楽郡古戸村

三沢辰三郎

外三ヶ村連合戸長代理用掛

三沢市次郎

森七郎次

大谷九郎平

同県同郡仙石村

荻野七郎平

戸長代理

小林甚五郎

岩瀬伊平

内田仁三郎

用係柿沼政次郎

戸長

須田治雄

横山喜代作

堺玉県令吉田清英殿

代理筆生須永梧郎

同郡大野村

同郡葛和田村

この願書を提出するにあたって、隣接の村々から次のような一札

を取つて願書に添えている。

(二) 願書添書

前書出願ニ対シ聊故障無之候也

幡羅郡台村

(三) 利根川船橋架設経費予算書

一 橋船 式拾艘 長三丈三尺	但 壱艘	金五拾五円
	底幅 四尺	
	深式尺五寸	
此代金 千百円也		
一 六寸角三間半梁 九拾本	但 壱本	金三円
此代金 二百七拾円		
一 桦木 八拾本 五寸角	但 壱本	金五拾錢
此代金 四拾円		
一 橋板 百式拾間 長式間	但 壱間	金四円
此代金 四百八拾円		
一 虎繩 三百式拾間 式筋	但 壱間	金壹円
此代金 三百式拾円		
一 扣杭 九本 長三間半	但 壱本	金三円
此代金 式拾七円		
一 蛇籠 五拾本 長式間	但 壱本	金五拾錢
此代金 式拾五円		
一 蛇籠石運送賃		
此賃金 百円		
一 扣杭 三ヶ所組立賃	但 壱ヶ所	金拾五円
此賃金 四拾五円		
一 橋杭 九拾三本 長九尺	但 壱本	金四拾錢
	末口四寸	
此代金 三拾七円式拾錢		
一双方橋袖築立賃		
此代金 百円		
一 橋枕木 三拾壹本 長式間	但 壱本	金壹円
	六寸角	
此代金 三拾壹円		
一 欄干仕立賃 式百四拾間	但 壱間	金八十錢
此賃金 百九拾式円		
一 船橋架渡シ人員六百人	但 壱人	金三拾錢
此賃金 百八拾円		
一 櫻櫛繩竹繩 橋般扣並般枚メ付ニ用ル		
此代金 式拾五円		
一 船路開通場所仕立費		
此代金 百円		
一 創業中負担者旅費其他雜費		
金 百五拾円		
計 金三千式百式拾式円式拾錢		

これによると、長さ十メートル、底幅一・二メートル、深さ〇・七六メートルの橋船を後掲展開図のように虎縄につないで、一四六メートルの間に二十艘浮べ、その上に厚さ約四センチメートルの板を並べ、通常河原地となつてている部分は橋脚を組んだ上に厚さ約四センチメートルの板を並べ、枠組の欄干を付した板橋とした。

そして、全橋の長さ、百廿間(二三〇メートル)、幅二間(三・七メートル)、内船橋八十間(一四六メートル)の船橋架設の総経費は三、二二二円二〇錢としたのである。こうして架けられた橋は有料橋として、次のような渡り賃錢を徴収した。

四 潘羅郡妻沼村利根川船橋賃錢表

一 金 壱錢 男女壱人 但 手荷物共
但シ五年未満ハ無賃之事

一 金 三錢	人力車壹輛	但 乗客車夫共
一 金 三錢	荷車 壱輛	但 荷物車夫共
一 金 三錢	牛馬 壱頭	但 荷物馬士共
一 金 四錢	牛馬車壹輛	但 乗客其他附属
一 金 四錢	駕籠 壱挺	但 乗客担夫共
一 金 六厘	兩掛分持	壱荷

船橋架設の総経費は三、二二二円二〇錢としたのである。

こうして架けられた橋は有料橋として、次のような渡り賃錢を徴収した。

(五) 経費予算

計金三千貳百貳拾貳円貳拾錢

賃錢收入平均予算

一 金 壱円五拾錢	男女通行	一日	百五十人
一 金 六拾錢	人力車	平均一日	貳十輛
一 金 武拾四錢	荷車	平均一日	八輛
一 金 拾貳錢	牛馬	平均一日	四頭
一 金 壱錢貳厘	両掛分持	平均一日	一式荷
一 金 八錢	馬車	平均一日	貳輛
計金貳円五拾五錢貳厘			

壹ヶ年計金九百三拾壹円四拾八錢

利根川架橋一ヶ年收支予算

入之部

一 金 九百三拾壹円四拾八錢

出之部

一 金 百八円	壹ヶ年 役員給料
一 金 九拾円	非常費 但 洪水一ヶ年三回見込
一 金 百円	一ヶ年修繕費

こうした渡り賃錢を徴収して、年間収入を見積り、経費三、二二二円二〇錢を何年間で償却できるか綿密な計算がされている。

三口

合金式百九拾八錢

収入差引

金六百三拾三円四拾八錢

償却残

一金千七百七拾七円六拾四錢式厘

此利金百七拾七円七拾六錢四厘

内金六百三拾三円四拾八錢

償却ス

(六) 利根川架橋創業費 償却法

一金三千式百貳拾弐円式拾錢

創業費合計

此利金三百式拾弐円式拾錢

但利子八年壹割

内金六百三拾三円四拾八錢

償却ス

一金式千九百拾円九拾四錢

一金八百式拾円六拾三錢九厘

償却残

此利金式百九拾壹円九錢四厘

此利金八拾式円六錢四厘

償却ス

一金式千五百六拾八円五拾五錢四厘

一金式百六拾九円式拾式錢三厘

償却ス

此利金式百五拾六円八拾五錢五厘
内金六百三拾三円四拾八錢

償却ス

償却残

此利金式拾六円九拾式錢二厘

償却ス

一金式千九百六拾八円五拾五錢四厘

一金式百六拾九円式拾式錢三厘

償却ス

償却残

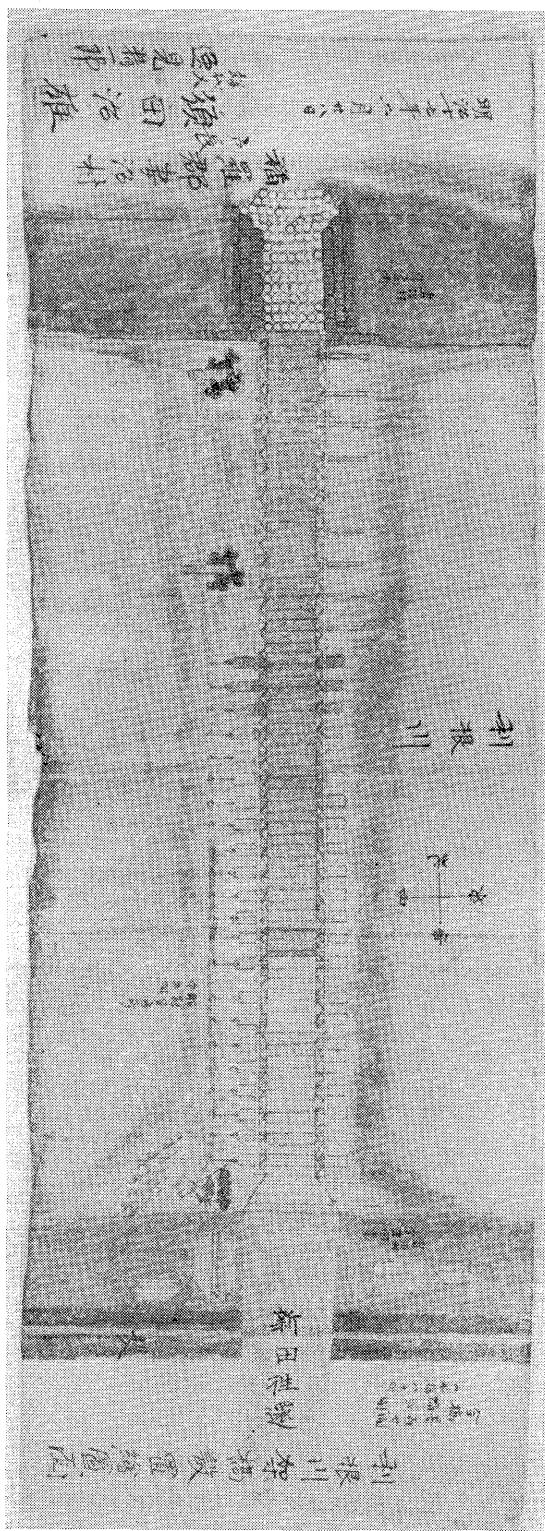
此利金式百九拾九円拾九錢三厘

償却ス

一金式千九拾壹円九拾式錢九厘
此利金式百九拾九円拾九錢三厘
内金六百三拾三円四拾八錢

償却ス

このようにならざる予算であった。次に絵図面を紹介しておくる。



利根川架橋設置繪圖面

おわりに

これまでが船橋架設の願書一式であり、架橋経費予算書、船橋賃
銭表、賃錢收入一日平均予算、一ヵ年收支予算、創業費および償却
法、繪図面等が含まれている。

こうして、明治十七年七月五日、内務卿山県有朋の下命をうけ、
埼玉県は同年七月九日、埼玉県武藏国幡羅郡妻沼村地内利根川船
橋架設橋錢請求免許命令書を交付した。（省略）

明治十七年二月二十八日に願書を提出してから、この日まで、地
元妻沼村と県当局、県と国とのやりとり、隣接の群馬県および関係
郡、村の援護など多くの手数を踏んだ様子が関係文書からうかがい
知ることができるが、その内容については後日機会を得たいと思っ
てている。

命令書は許可の日より直ちに起工し、廿五日間で竣工する条件で
あった。妻沼村では七月十日に文書が届いたので、翌七月十一日よ
り着工し、同月二十二日に竣工したことの届を同月二十三日付で埼
玉県令吉田清英あてに提出している。

その後、明治二十五年六月三十日には、許可期間が切れるので、
妻沼村須田治雄外三百二十名惣代、白石大作、堀越義賢、橋本準平、
飯田芳造、小林浅五郎、須田治三郎等が「利根川船橋架設継定期御
附与願」を提出している。この許可証が内務大臣伯爵井上馨から下
付されたのは、翌年の五月十二日、埼玉県では同年六月六日に命令

書を出している。（期間は十ヵ年間）

一年がかりという遅滞ぶりであったが、とにかく許可されるまで

の間の交通を遮断していたわけではないので実害はなかつた。

それはともかく、渡舟から船橋に変つてから交通は便利になつた
が、利根川の増水するたびに船や橋板を流されないよう措置しなけ
ればならないという作業があつて、管理は大変であつた。

その後、明治四十三年八月の大洪水では船橋が流失するという被
害を受けてしまつた。

船橋架設は、渡舟→（船橋）→木橋→鉄橋という流れの中で、時代
的にも、技術的にも、渡舟と木橋の中間的存在のように思われる。

埼玉県行政文書においては船橋関係書類は明治十五～三十年頃の期
間に存在する。

最後に、当館所蔵の埼玉県行政文書（明治期）の中で、船橋関係書
類を紹介しておく。

利根川通中瀬村地先船橋関係書類

明一七三六
明一五四六

利根川通妻沼村地先船橋関係書類

明一七四五
明一七五

利根川通群馬県下名和村埼玉県下旭村間船橋関係書類

明一七四四
明一七五

利根川通小島村地先船橋関係書類

明一七六一
明一七六二

荒川通馬室村地先船橋関係書類

明一七六六
明一九〇九

利根川通新郷村地先船橋関係書類

明一七六六
明一九〇九